

# キリストン札

天和二年五月日 奉行

右之通、被 仰出之間、領内之輩、

可相守之者也 駿河

## 〈解説文〉

定

きりしたん宗門は累年

御制禁たり、自然不審

なる者有之は申出へし、

御ほうひとつして

はてれんの訴人 銀五百枚

いるまんの訴人 銀三百枚

立かへり者の訴人 同断

同宿并宗門の訴人 銀百枚

右之通、可被下之、たとひ同宿・

宗門之内たりといふ共、訴人に

出る品により、銀五百枚可

被下之、かくし置、他所より顕に

おゐてハ、其所の名主并五人組迄

一類共に可被処嚴科者也、

仍下知如件

## 〈読み下し文〉

定め

キリストン宗門は累年御制禁たり、自然不審なる者これあらば申

し出べし、

御褒美として

バテレンの訴人 銀五百枚

イルマンの訴人 銀三百枚

立ちかえり者の訴人 同断

同宿並びに宗門の訴人 銀百枚

右の通り、これを下さるべし、たとえ同宿・宗門のうちたりといふ共も、訴人に出る品により、銀五百枚これを下さるべし、隠し置き、他所よりあらわるにおいては、そのところの名主並びに五人組まで一類ともに嚴科に処さるべきもの也、

よつて下知くだんのごとし

天和二年五月日 奉行

右の通り、仰せ出さるのあいだ、領内のともがら、これを相守るべきもの也

駿河

つた。

〈用語の解説〉  
・キリストン宗門・キリストンの宗教。キリスト教。

・累年…長年。

・自然…もし。万一。

・バテレン…伴天連。宣教師。

・イルマン…修道士。

・立ちかえり者…いつたん信仰をすてたあと、再び信者になる者。

・同宿並びに宗門…布教活動を補助する者と一般の信者。

・駿河…高遠藩主の内藤清松。

〈解説〉

当初、キリスト教宣教師の渡来と布教を黙認していた。その結果、キリスト教信者は激増し、京都・大阪・堺などの主要都市には教会堂が建てられた。信者の増大に不安を感じた幕府は、全国にキリスト教禁止令を出して信者に改宗を強制し、宣教師やキリスト教信者に対して処刑や国外追放など激しい迫害を加えていた

1637年、島原の乱がおこると、これを契機に幕府の禁教政策は一層強化され、キリスト教信者を根絶するために宗門改めを行い、すべての人をどこかの寺の檀家とした。九州では毎年絵踏えぶみをさせて、信者の摘発につとめた。

史料は「キリストン札」とよばれる高札の下書きである。キリスト教信者の根絶を図るため、密告を奨励し、「御ほうひ」(賞金)を設定した。最高額はバテレンの訴人に「銀五百枚」を与えるとしている。「訴人に出る品により」として、密告した場合は、その対象の種類(バテレン・イルマン・信者)によって同様に賞金を出すとしている。信者と知りながら隠していた場合は、名主・五人組も連帯責任を負わせるとある。バテレンとイルマンでは賞金額に差があること、信者の中でも「立ちかえり者」については高額の設定にしていることは注目される。

天和2(1682)年に高札として全国に掲げられた「定」である。この時点では、すでにバテレンは存在せず、キリストンもほぼ壊滅していたので、この史料に書かれているような訴人が実際に出てくるとは考えられない。この高札が明治初年まで全国の高札場に掲げられたのは、キリストン禁制という幕府の強い意志

を示すことについたといえよう。

「駿河」は、内藤家初代藩主の駿河守清枚をさす。元禄4年から正徳4年まで藩主をつとめた。

### 【参考文献】

- ・清水紘一『キリシタン禁制史』教育社歴史新書
- ・近藤成一ほか編『日本史史料を読む』放送大学教育振興会
- ・埼玉県高等学校社会科教育研究会歴史部会編『日本史授業で使いたい教材資料』清水書院